

有機 JAS 告示集

2024.7.1 改正版



公益財団法人 自然農法国際研究開発センター

目次

【日本農林規格】

- JAS1605/有機農産物の日本農林規格 (2024.7.1 改正) 1
- JAS1606/有機加工食品の日本農林規格 (2024.7.1 改正) 19

【認定の技術的基準】

- 有機農産物の生産行程管理者 (2024.7.1 改正) 35
- 有機加工食品の生産行程管理者 (2024.7.1 改正) 39
- 有機農産物、有機加工食品の小分け業者 (2024.7.1 改正) 43
- 外国格付の表示を付する取扱業者 (2024.7.1 改正) 47

【生産行程の検査】

- 有機農産物、有機加工食品の
生産行程についての検査方法 (2024.7.1 改正) 51

【格付の表示の様式及び表示の方法】

- 有機農産物及び有機加工食品の
格付の表示の様式及び表示の方法 (2024.7.1 改正) 55

JAS 1605

日本農林規格
JAPANESE AGRICULTURAL
STANDARD

有機農産物

Organic Products of Plant Origin

2005 年 10 月 27 日 制定
2024 年 7 月 1 日 改正

農林水産省

目 次

ページ

1	適用範囲	1
2	引用規格	1
3	用語及び定義	1
4	有機農産物の生産の原則	3
5	生産の方法	3
5.1	ほ場	3
5.2	栽培場	3
5.3	採取場	3
5.4	ほ場に使用する種子又は苗等	3
5.5	種菌	4
5.6	スプラウト類の栽培場使用する種子	4
5.7	ほ場における肥培管理	4
5.8	きのこ類の栽培場における栽培管理	5
5.9	スプラウト類の栽培場における栽培管理	5
5.10	ほ場又は栽培場における有害動植物の防除	5
5.11	一般管理	5
5.12	育苗管理	6
5.13	収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理	6
6	表示	6
	附属書 A（規定）肥料及び土壌改良資材	7
	附属書 B（規定）農薬	9
	附属書 C（規定）薬剤	11
	附属書 D（規定）調製用等資材	12

まえがき

この規格は、日本農林規格等に関する法律第5条において準用する同法第4条第1項の規定に基づき、日本有機食品認証連絡協議会及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）から、日本農林規格原案を添えて日本農林規格を改正すべきとの申出があり、日本農林規格調査会の審議を経て、農林水産大臣が改正した日本農林規格である。これによって、有機農産物の日本農林規格（令和4年9月22日農林水産省告示第1473号）は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。農林水産大臣及び日本農林規格調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

有機農産物

Organic Products of Plant Origin

1 適用範囲

この規格は、有機農産物について規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

JAS 1606 有機加工食品

JAS 1607 有機飼料

JAS 1608 有機畜産物

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

有機農産物

箇条 5 に従い生産された農産物（飲食料品に限る。）

3.2

転換期間中のほ場

5.1.2 a) に適合するほ場への転換を開始したほ場であって、5.1.2 a) に適合していないもの

3.3

転換期間中有機農産物

有機農産物のうち、転換期間中のほ場において生産された農産物

3.4

使用禁止資材

肥料及び土壌改良資材（表 A.1 のものを除く。）、農薬（表 B.1 のものを除く。）並びに土壌、植物又はきこの類に施されるその他資材（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）

3.5

化学的処理

次のいずれかに該当する処理

- a) 化学的手段（燃焼、焼成、熔融、乾留及びけん化を除く。以下同じ。）によって、化合物を構造の異なる物質に変化させること。

b) 化学的手段によって得られた物質を添加すること（最終的な製品に当該物質を含有しない場合を含む。）。

3.6

組換え DNA 技術

酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNA をつなぎ合わせた組換え DNA 分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術

3.7

栽培場

きこの類の培養場、伏込場又は発生場所及びスプラウト類の栽培施設（ほ場を除く。）

3.8

採取場

自生している農産物を採取する場所

3.9

苗等

苗、苗木、穂木、台木その他の植物体の全部又は一部（種子を除く。）で繁殖の用に供されるもの

3.10

ぬか類

穀物を精白した際に出る果皮、種皮、胚芽等の穀物の表層部分

注釈 1 ぬか類には、米ぬか、大麦のぬかである麦ぬか、えん麦のぬかであるオートブラン、とうもろこしのぬかであるコーンブラン、とうもろこしの胚芽、皮等であるホミニーフード等が含まれる。

3.11

菌床栽培きのこ

おが屑にふすま、ぬか類、水等を混合してブロック状、円筒状等に固めた培地に種菌を植え付ける栽培方法によって栽培したきのこ

3.12

耕種的防除

作目及び品種の選定、作付け時期の調整その他の農作物の栽培管理の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意図して計画的に実施することによる有害動植物の防除

3.13

物理的防除

光、熱、音等を利用する方法、古紙に由来するマルチ（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。）若しくはプラスチックマルチ（使用後に取り除くものに限る。）を使用する方法又は人力若しくは機械的な方法による有害動植物の防除

3.14

生物的防除

病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生物、有害動植物を捕食する動物若しくは有害動植物が忌避する植物若しくは有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物の導入又はそれらの生育に適するような環境の整備による有害動植物の防除

4 有機農産物の生産の原則

有機農産物は、次のいずれかに従い生産する。

- a) 農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力（きこの類の生産にあつては農林産物に由来する生産力、スプラウト類の生産にあつては種子に由来する生産力を含む。）を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産すること。
- b) 採取場において、採取場の生態系の維持に支障を生じない方法によって採取すること。

5 生産の方法

5.1 ほ場

5.1.1 周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものでなければならない。

5.1.2 次のいずれかに該当するものでなければならない。

- a) 多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあつては種又は植付け前2年以上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていなかったほ場であつて、2年以上使用禁止資材が使用されていないものにおいて新たに農産物の生産を開始した場合は、多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前1年以上、それ以外の農産物にあつては種又は植付け前1年以上）の間、**5.4**、**5.7**、**5.10** 及び **5.11** に従い農産物の生産を行っていること。
- b) 転換期間中のほ場にあつては、転換開始後最初の収穫前1年以上の間、**5.4**、**5.7**、**5.10** 及び **5.11** に従い農産物の生産を行っていること。

5.2 栽培場

5.2.1 周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものでなければならない。

5.2.2 土壌において栽培されるきこの類の栽培場にあつては、栽培開始前2年以上の間、使用禁止資材が使用されていないものでなければならない。

5.3 採取場

5.3.1 周辺から使用禁止資材が飛来又は流入しない一定の区域でなければならない。

5.3.2 当該採取場において農産物採取前3年以上の間、使用禁止資材が使用されていないものでなければならない。

5.4 ほ場に使用する種子又は苗等

5.4.1 **5.1**、**5.3**、**5.7** 及び **5.10**～**5.13** に適合する種子（コットンリントーに由来する再生繊維を原料とし、製造工程において化学的に合成された物質が添加されていない農業用資材に帯状に封入されたものを含む。以下 **5.4** において同じ。）又は苗等でなければならない。

5.4.2 **5.4.1** にかかわらず、**5.4.1** の種子若しくは苗等の入手が困難な場合又は品種の維持更新に必要な場合は、使用禁止資材を使用することなく生産されたものを使用してよい。

5.4.3 **5.4.1** 及び **5.4.2** にかかわらず、**5.4.1** 及び **5.4.2** の種子若しくは苗等の入手が困難な場合又は品種の維持更新に必要な場合は、種子繁殖する品種にあつては種子、栄養繁殖する品種にあつては入手可能な最も若齢な苗等であつて、

は種又は植付け後には場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬（表 A.1 又は表 B.1 のものを除く。）が使用されていないものを使用してよい（は種され、又は植え付けられた作期において食用新芽の生産を目的とする場合を除く。）。

5.4.4 5.4.1～5.4.3 にかかわらず、5.4.1～5.4.3 の苗等の入手が困難な場合であり、次のいずれかに該当する場合は、植付け後には場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬（表 A.1 又は表 B.1 のものを除く。）が使用されていない苗等を使用してよい。

- a) 災害、病虫害等によって、植え付ける苗等がない場合
- b) 種子の供給がなく、苗等でのみ供給される場合

5.4.5 5.4.1～5.4.4 の種子又は苗等は、組換え DNA 技術を用いて生産されたものであってはならない。

5.5 種菌

5.5.1 5.2, 5.3, 5.8, 5.10, 5.11 及び 5.13 に適合する種菌又は次の a)～d) のいずれかに適合する種菌でなければならない。

- a) 5.8.1 に適合する資材によって培養された種菌
- b) a) の種菌の入手が困難な場合は、栽培期間中、使用禁止資材を使用することなく生産された資材を使用して培養された種菌
- c) a) 及び b) の種菌の入手が困難な場合は、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来する資材を使用して培養された種菌
- d) a)～c) の種菌の入手が困難な場合は、次の種菌培養資材を使用して培養された種菌
 - 1) 酵母エキス
 - 2) 麦芽エキス
 - 3) 砂糖
 - 4) ぶどう糖
 - 5) 炭酸カルシウム
 - 6) 硫酸カルシウム

5.5.2 5.5.1 の種菌は、組換え DNA 技術を用いて生産されたものであってはならない。

5.6 スプラウト類の栽培場に使用する種子

5.6.1 5.4.1 に適合する種子でなければならない。

5.6.2 5.6.1 の種子は、組換え DNA 技術を用いて生産されたものであってはならない。

5.6.3 5.6.1 の種子に対し、表 D.1 の次亜塩素酸水及び次亜塩素酸ナトリウム以外の資材を使用していないはならない。

5.7 ほ場における肥培管理

5.7.1 当該ほ場において生産された農産物の残さに由来する堆肥の施用又は当該ほ場若しくはその周辺に生息し、若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図らなければならない。

5.7.2 5.7.1 にかかわらず、当該ほ場又はその周辺に生息し、又は生育する生物の機能を活用した方法のみによっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合は、次のものを使用又は導入してよい。

- a) 表 A.1 の肥料及び土壌改良資材
- b) 当該ほ場又はその周辺以外からの生物（組換え DNA 技術が用いられていないものに限る。）

5.8 きのご類の栽培場における栽培管理

5.8.1 次の a)～c)の資材以外の資材を用いて生産してはならない。

- a) 樹木及び竹に由来する資材^リにあつては、過去3年以上、周辺から使用禁止資材が飛来せず、又は流入せず、かつ、使用禁止資材が使用されていない一定の区域で伐採され、伐採後に化学物質によって処理されていないもの

注^リ 原木、おがこ、チップ、駒、竹粉等

- b) 樹木及び竹に由来する資材以外の資材にあつては、次のものに由来するもの

- 1) 農産物（箇条5に従って生産されたものに限る。）
- 2) 加工食品（JAS 1606の箇条5に従って生産されたものに限る。）
- 3) 飼料（JAS 1607の箇条5に従って生産されたものに限る。）
- 4) 家畜又は家さん（JAS 1608の箇条5に従って飼養されたものに限る。）の排せつ物

- c) 廃菌床（箇条5に従って生産された菌床栽培きのこの生産に使用されたものであつて、菌床栽培きのこの収穫後に化学物質によって処理されていないものに限る。）

5.8.2 5.8.1にかかわらず、土壌において栽培される堆肥栽培きのこの生産において5.8.1 a)～c)の資材のみを用いた栽培が困難な場合は、表A.1の肥料及び土壌改良資材を使用してよい。

5.8.3 5.8.1にかかわらず、土壌において栽培される堆肥栽培きのこ以外の堆肥栽培きのこの生産において5.8.1 a)～c)の資材のみを用いた栽培が困難な場合は、5.8.1 a)～c)の資材に加えて、表A.1の肥料及び土壌改良資材を使用してよい。

5.8.4 5.8.1にかかわらず、菌床栽培きのこの生産において、5.8.1 b)の資材の入手が困難な場合は表A.1の食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材に適合するぬか類及びふすまに限り、栽培が困難な場合は表A.1の炭酸カルシウム及び消石灰に限り使用してよい。

5.9 スプラウト類の栽培場における栽培管理

5.9.1 次の a)及び b)に従い生産しなければならない。

- a) 水のみを用いて生産すること。
- b) 人工照明を用いないこと。

5.9.2 5.9.1に従い生産されたスプラウト類が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材によって汚染されないように管理を行わなければならない。

5.9.3 5.9.1及び5.9.2に適合しないスプラウト類が混入しないように管理を行わなければならない。

5.10 ほ場又は栽培場における有害動植物の防除

5.10.1 耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみによって有害動植物の防除を行わなければならない。

5.10.2 5.10.1にかかわらず、ほ場にあつては、農産物に重大な損害が生ずる危険が急迫している場合であつて、耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみによっては有害動植物を効果的に防除することができないときは、表B.1の農薬に限り使用してよい。

5.11 一般管理

土壌、植物又はきのご類に使用禁止資材を施してはならない。

5.12 育苗管理

5.12.1 育苗を行う場合（ほ場において育苗を行う場合を除く。以下同じ。）は、周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じ、その用土は次のもの以外のものを使用してはならない。

- a) 5.1 又は 5.3 に適合したほ場又は採取場の土壌
- b) 過去 2 年以上の間、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入せず、かつ、使用されていない一定の区域で採取され、採取後においても使用禁止資材が使用されていない土壌
- c) 表 A.1 の肥料及び土壌改良資材

5.12.2 育苗を行う場合は、5.7、5.10 及び 5.11 に従い管理を行わなければならない。

5.13 収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理

5.13.1 5.1～5.12 に適合しない農産物が混入しないように管理を行わなければならない。

5.13.2 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換え DNA 技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によらなければならない。

5.13.3 5.13.2 にかかわらず、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合は、次の資材に限り使用してよい。ただし、a) の資材を使用するときは、農産物への混入を防止しなければならない。

- a) 有害動植物の防除目的で使用する表 B.1 の農薬、表 C.1 の薬剤並びに食品及び添加物（これらを原材料として加工したものを含み、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用するものを除く。）
- b) 農産物の品質の保持改善目的で使用する表 D.1 の調製用等資材

5.13.4 放射線照射を行ってはならない。

5.13.5 5.1～5.12 及び 5.13.1～5.13.4 に従い生産された農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材によって汚染されないように管理を行わなければならない。

6 表示

6.1 有機農産物の名称の表示は、次の例のいずれかによる。c)～g)のいずれかの表示を行う場合は、“〇〇”には、当該農産物の一般的な名称を記載しなければならない。

- a) “有機農産物”
- b) “有機栽培農産物”
- c) “有機農産物〇〇”又は“〇〇（有機農産物）”
- d) “有機栽培農産物〇〇”又は“〇〇（有機栽培農産物）”
- e) “有機栽培〇〇”又は“〇〇（有機栽培）”
- f) “有機〇〇”又は“〇〇（有機）”
- g) “オーガニック〇〇”又は“〇〇（オーガニック）”

注記1 a)又はb)の表示を行う場合は、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）第 18 条又は第 24 条の規定に従って、当該農産物の名称の表示を別途行わなければならないとされている。

6.2 転換期間中有機農産物にあつては、名称又は商品名の表示されている箇所に近接した箇所に“転換期間中”と記載しなければならない。

6.3 6.1 にかかわらず、採取場において採取された農産物にあつては、6.1 a)、c)、f)及びg)の例のいずれかによって記載しなければならない。

附属書 A (規定) 肥料及び土壌改良資材

箇条 5 に規定されている肥料及び土壌改良資材を表 A.1 に示す。

表 A.1—肥料及び土壌改良資材

肥料及び土壌改良資材 ^{a)}	基準
植物及びその残さ由来の資材	植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないものであること。
発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材	家畜及び家さんの排せつ物に由来するものであること。
油かす類	天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない天然物質に由来するものであること。
食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材	天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない天然物質に由来するものであること。
と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
発酵した食品廃棄物由来の資材	食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。
バーク堆肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
メタン発酵消化液（汚泥肥料を除く。）	家畜ふん尿等の有機物を、嫌気条件下でメタン発酵させた際に生じるものであること。ただし、し尿を原料としたものにあつては、食用作物の可食部分に使用しないこと。
グアノ	—
乾燥藻及びその粉末	—
草木灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
炭酸カルシウム	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（苦土炭酸カルシウムを含む。）であること。
塩化加里	天然鉍石を粉碎又は水洗精製したもの及び海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたものであること。
硫酸加里	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫酸加里苦土	天然鉍石を水洗精製したものであること。
天然りん鉍石	カドミウムが五酸化リンに換算して 1 kg 中 90 mg 以下であるものであること。
硫酸苦土	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
水酸化苦土	天然鉍石を粉碎したものであること。
軽焼マグネシア	—
石こう（硫酸カルシウム）	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫黄	—
生石灰（苦土生石灰を含む。）	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。

表 A.1—肥料及び土壌改良資材（続き）

肥料及び土壌改良資材 ^{a)}	基準
消石灰	上記生石灰に由来するものであること。
微量元素（マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素）	微量元素の不足によって、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること。
岩石を粉砕したもの	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、含有する有害重金属その他の有害物質によって土壌等を汚染するものでないこと。
木炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、土壌改良資材としての使用は、野菜（きのこ類及び山菜類を除く。）及び果樹への使用並びに育苗用土としての使用に限ること。
ベントナイト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
パーライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
ゼオライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
バーミキュライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
けいそう土焼成粒	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
塩基性スラグ	トーマス製鋼法によって副生するものであること。
鉍さいけい 酸質肥料	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
よう成りん肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、カドミウムが五酸化リンに換算して1 kg 中 90 mg 以下であるものであること。
塩化ナトリウム	海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。
リン酸アルミニウム カルシウム	カドミウムが五酸化リンに換算して1 kg 中 90 mg 以下であるものであること。
塩化カルシウム	—
食酢	—
乳酸	植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等の pH 調整に使用する場合に限ること。
製糖産業の副産物	—
肥料の造粒材及び固結防止材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合は、リグニンスルホン酸塩に限り、使用してよい。
その他の肥料及び土壌改良資材	植物の栄養に供すること又は土壌を改良することを目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（組換え DNA 技術を用いて製造されていないものに限る。）であり、かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材は、この表の他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り、使用してよい。
注 ^{a)} 製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの及びその原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないものに限る。	

附属書 B (規定) 農薬

箇条 5 に規定されている農薬を表 B.1 に示す。

表 B.1—農薬

農薬 ^{a)}	基準
除虫菊乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに 限ること。
ピレトリン乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに 限ること。
なたね油乳剤	—
調合油乳剤	—
マシン油エアゾル	—
マシン油乳剤	—
デンプン水和剤	—
脂肪酸グリセリド乳 剤	—
メタアルデヒド粒剤	捕虫器に使用する場合に限ること。
メタアルデヒド剤	捕虫器に使用する場合に限ること。
硫黄くん煙剤	—
硫黄粉剤	—
水和硫黄剤	—
石灰硫黄合剤	—
シイタケ菌糸体抽出 物液剤	—
シイタケ菌糸体抽出 物水溶剤	—
炭酸水素ナトリウム 水溶剤	—
銅水和剤	—
銅粉剤	—
硫酸銅	ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。
生石灰	ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。
天敵等生物農薬	—
性フェロモン剤	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。
混合生薬抽出物液剤	—
展着剤	カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。
二酸化炭素くん蒸剤	保管施設で使用する場合に限ること。
磷酸第二鉄粒剤	—
炭酸水素カリウム水 溶剤	—
炭酸カルシウム水和 剤	銅水和剤の薬害防止に使用する場合に限ること。

表 B.1—農薬（続き）

農薬 ^{a)}	基準
ミルベメクチン乳剤	—
ミルベメクチン水和剤	—
スピノサド水和剤	—
スピノサド粒剤	—
還元澱粉糖化物液剤	—
カスガマイシン液剤	—
カスガマイシン粉剤	—
カスガマイシン水溶液	—
カスガマイシン粒剤	—
エチレン	パイナップルの開花誘発に使用する場合に限ること。
次亜塩素酸水	—
重曹	—
食酢	—
その他の農薬 ^{b)}	有効成分としてこの表の他の農薬に含まれる有効成分のみを 2 つ以上含有するものに限ること。
注 ^{a)} 組換え DNA 技術を用いて製造されていないものに限る。	
注 ^{b)} 硫黄・銅水和剤, 炭酸水素ナトリウム・銅水和剤, 脂肪酸グリセリド・スピノサド水和剤等が該当する。	

附属書 C (規定) 薬剤

箇条 5 に規定されている薬剤を表 C.1 に示す。

表 C.1—薬剤

薬剤 ^{a)}	基準
除虫菊抽出物	共力剤としてピペロニルブトキシサイドを含まないものに限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ケイ酸ナトリウム	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
カリウム石けん (鹼) [軟石けん (鹼)]	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
エタノール	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ホウ酸	容器に入れて使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
フェロモン	昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
カプサイシン	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ゼラニウム抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
シトロネラ抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
注 ^{a)} 薬剤の使用に当たっては、薬剤の容器等に表示された使用方法を遵守しなければならない。	

附属書 D (規定) 調製用等資材

箇条 5 に規定されている調製用等資材を表 D.1 に示す。

表 D.1—調製用等資材

調製用等資材 ^{a)}	基準
二酸化炭素	—
窒素	—
エタノール	—
活性炭	—
ケイソウ土	—
クエン酸	—
微生物由来の調製用等資材	—
酵素	—
卵白アルブミン	—
植物油脂	—
樹皮成分の調製品	—
エチレン	バナナ、キウイフルーツ及びアボカドの追熟に使用する場合に限ること。
硫酸アルミニウムカリウム	バナナの房の切り口の黒変防止に使用する場合に限ること。
オゾン	—
コーンコブ	—
次亜塩素酸水	—
次亜塩素酸ナトリウム	食塩水 (99 %以上の塩化ナトリウムを含有する食塩を使用したものに限る。) を電気分解したものに限ること。
食塩	—
食酢	—
炭酸水素ナトリウム	—
ミツロウ	製造工程において化学的処理を行っていないものに限ること。
炭酸カルシウム	—
水酸化カルシウム	—
注 ^{a)} 組換え DNA 技術を用いて製造されていないものに限る。	

制定等の履歴

全部改正 平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1605 号
改 正 平成 18 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1463 号
改 正 平成 21 年 8 月 27 日農林水産省告示第 1180 号
改 正 平成 24 年 3 月 28 日農林水産省告示第 833 号
改 正 平成 27 年 12 月 3 日農林水産省告示第 2597 号
改 正 平成 28 年 2 月 24 日農林水産省告示第 489 号
改 正 平成 29 年 3 月 27 日農林水産省告示第 443 号
改 正 令和 4 年 9 月 22 日農林水産省告示第 1473 号
最終改正 令和 6 年 7 月 1 日農林水産省告示第 1280 号

制定文、改正文、附則等（抄）

○ 令和 6 年 7 月 1 日農林水産省告示第 1280 号

令和 6 年 7 月 31 日から施行する。ただし、別表 2 の改正規定（クロレラ抽出物液剤、ワックス水和剤及びケイソウ土粉剤の項を削る部分に限る。）は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

附則

- 1 ナス科及びウリ科の果菜類の生産において種子からの栽培が困難な場合並びにこんにゃくいもの生産においてこの告示による改正後の有機農産物の日本農林規格（以下「新有機農産物規格」という。）5.4 の基準に適合する苗等からの栽培が困難な場合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、植付け後にほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬（新有機農産物規格表 A.1 及び表 B.1 に掲げるものを除く。）が使用されていない苗等（組換え DNA 技術を用いて生産されたものを除く。）を使用することができる。
- 2 たまねぎの育苗用土に粘度調整のためにやむを得ず使用する場合は、当分の間、新有機農産物規格 5.12 の規定にかかわらず、ポリビニルアルコール、ポリアクリルアミド及び天然物質に由来するもので化学的処理を行ったものを使用することができる。
- 3 新有機農産物規格表 A.1 に掲げる肥料及び土壌改良資材のうち、植物及びその残さ由来の資材、発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材、油かす類、食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材並びに発酵した食品廃棄物由来の資材については、その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていない資材に該当するものの入手が困難である場合は、当分の間、表 A.1 の規定にかかわらず、これらの資材に該当する資材以外のものを使用することができる。

JAS 1606

日本農林規格 JAPANESE AGRICULTURAL STANDARD

有機加工食品

Organic Processed Foods

2022 年 9 月 1 日 制定
2024 年 7 月 1 日 改正

財務省・農林水産省

目 次

ページ

1	適用範囲	1
2	引用規格	1
3	用語及び定義	1
4	有機加工食品の生産の原則	3
5	生産の方法	3
5.1	原材料及び添加物（加工助剤を含む。）	3
5.2	原材料及び添加物の使用割合	3
5.3	製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理	3
6	表示	4
6.1	名称の表示	4
6.2	原材料名の表示	4
	附属書 A（規定）添加物（有機酒類以外の有機加工食品）	6
	附属書 B（規定）添加物（有機酒類）	9
	附属書 C（規定）薬剤	11

まえがき

この規格は、日本農林規格等に関する法律第5条において準用する同法第4条第1項の規定に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）から、日本農林規格原案を添えて日本農林規格を改正すべきとの申出があり、日本農林規格調査会の審議を経て、財務大臣及び農林水産大臣が改正した日本農林規格である。これによって、有機加工食品の日本農林規格（令和4年10月12日財務省・農林水産省告示第35号）は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。財務大臣及び農林水産大臣並びに日本農林規格調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

有機加工食品

Organic Processed Foods

1 適用範囲

この規格は、有機加工食品について規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JAS 0018 有機藻類
JAS 1605 有機農産物
JAS 1607 有機飼料
JAS 1608 有機畜産物
JIS Z 8305 活字の基準寸法

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

有機加工食品

箇条 5 に従い生産された加工食品であって、原材料（食塩及び水を除く。）及び添加物（加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物（有機藻類を除く。）及びその他 5.1 b) の飲食料品並びに添加物（有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。）の重量の割合が 5 % 以下であるもの

3.2

有機農産物加工食品

有機加工食品のうち、原材料（食塩及び水を除く。）及び添加物（加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物、水産物及びその他 5.1 b) の飲食料品並びに添加物〔有機加工食品（有機農産物加工食品に限る。）として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。〕の重量の割合が 5 % 以下であるもの

3.3

有機畜産物加工食品

有機加工食品のうち、原材料（食塩及び水を除く。）及び添加物（加工助剤を除く。）の重量に占める農産物、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びその他 5.1 b) の飲食料品並びに添加物〔有機加工食品（有機畜産物加工食品に限る。）として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。〕の重量の割合が 5 % 以下であるもの

3.4

有機農畜産物加工食品

有機加工食品（有機農産物加工食品及び有機畜産物加工食品を除く。）のうち、原材料（食塩及び水を除く。）及び添加物（加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びその他 **5.1 b)** の飲食料品並びに添加物〔有機加工食品（その他有機加工食品を除く。）として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。〕の重量の割合が 5 % 以下であるもの

3.5

その他有機加工食品

有機加工食品のうち、有機農産物加工食品、有機畜産物加工食品及び有機農畜産物加工食品以外のもの

3.6

有機酒類

有機加工食品のうち、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下“法”という。）第 2 条第 2 項第 1 号ロに規定する酒類に該当するもの

3.7

有機農産物

JAS 1605 の箇条 5 に従い生産された農産物（飲食料品に限る。）

3.8

有機畜産物

JAS 1608 の箇条 5 に従い飼養された家畜若しくは家きん又は **JAS 1608** の箇条 5 に従いこれらから生産された畜産物

3.9

有機藻類

JAS 0018 に従い生産される藻類

3.10

一般飲食物添加物

一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるもの

3.11

化学的処理

次のいずれかに該当する処理

- a) 化学的手段（燃焼、焼成、溶融、乾留及びけん化を除く。以下同じ。）によって、化合物を構造の異なる物質に変化させること。
- b) 化学的手段によって得られた物質を添加すること（最終的な製品に当該物質を含有しない場合を含む。）。

3.12

組換え DNA 技術

酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNA をつなぎ合わせた組換え DNA 分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術

3.13

転換期間中有機農産物

有機農産物のうち、**JAS 1605** の **5.1.2 b)** に規定する転換期間中のほ場において生産された農産物

4 有機加工食品の生産の原則

有機加工食品は、原材料である有機農産物、有機畜産物及び有機藻類の有する特性を製造又は加工の過程において保持することを旨とし、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された添加物及び薬剤の使用を避けることを基本として、生産する。

5 生産の方法

5.1 原材料及び添加物（加工助剤を含む。）

次の a)～e)のもの以外のものが使用されてはならない。ただし、b)のものにあつては、使用する原材料と同一の種類の有機農産物、有機畜産物、有機藻類又は有機加工食品の入手が困難な場合に限る。

- a) 次のうち、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示が付されているもの（その有機加工食品を製造し、又は加工する者によって生産され、法第 10 条又は第 30 条の規定によって格付されたものにあつてはこの限りでない。）
 - 1) 有機農産物
 - 2) 有機畜産物
 - 3) 有機藻類
 - 4) 有機加工食品
- b) a), c), d)以外の飲食料品（次のものを除く。）
 - 1) 原材料として使用した有機農産物、有機畜産物、有機藻類及び有機加工食品と同一の種類の農畜水産物及び加工食品
 - 2) 放射線照射が行われたもの
 - 3) 組換え DNA 技術を用いて生産されたもの
- c) 食塩
- d) 水
- e) 有機酒類以外の有機加工食品にあつては表 A.1、有機酒類にあつては表 B.1 の添加物

5.2 原材料及び添加物の使用割合

原材料（食塩及び水を除く。）及び添加物（加工助剤を除く。）の重量に占める 5.1 b)及び 5.1 e)（有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。）のものの重量の割合が 5 %以下でなければならない。

5.3 製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理

5.3.1 製造又は加工は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換え DNA 技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によることとし、添加物を使用する場合は、必要最小限度としなければならない。

5.3.2 原材料として使用される有機農産物は、その受入れから製造又は加工前までの間、JAS 1605 の 5.13 に従い、JAS 1605 の表 D.1 の調製用等資材を使用してよい。

5.3.3 原材料として使用される有機畜産物は、その受入れから製造又は加工前までの間、JAS 1608 の 5.7 に従い、JAS 1608 の表 K.1 の調製用等資材を使用してよい。

5.3.4 原材料として使用される有機農産物、有機畜産物、有機藻類及び有機加工食品は、他の農畜水産物又はその加工食品が混入しないように管理を行わなければならない。

5.3.5 有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によらなければならない。ただし、物理的又は生

物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合は、表 C.1 の薬剤並びに食品及び添加物（これらを原材料として加工したものを含み、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用するものを除く。）に限り使用してよい。この場合は、原材料、添加物及び製品への混入を防止しなければならない。

5.3.6 5.3.5 にかかわらず、5.3.5 の方法のみによっては有害動植物の防除の効果が不十分な場合は、有機加工食品を製造し、若しくは加工し、又は保管していない期間に限り、表 C.1 の薬剤以外の薬剤を使用してよい。この場合は、有機加工食品の製造若しくは加工又は保管の開始前に、これらの薬剤を除去しなければならない。

5.3.7 有害動植物の防除、食品の保存又は衛生の目的での放射線照射を行ってはならない。

5.3.8 5.1, 5.2 及び 5.3.1～5.3.7 に従い製造され、又は加工された食品が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材によって汚染されないように管理を行わなければならない。

6 表示

6.1 名称の表示

6.1.1 有機加工食品の名称の表示は、次の例のいずれかによる。“〇〇”には、当該加工食品の一般的な名称を記載しなければならない。

- a) “有機〇〇”又は“〇〇（有機）”
- b) “オーガニック〇〇”又は“〇〇（オーガニック）”

6.1.2 その他有機加工食品のうち、“〇〇”に記載する一般的な名称が、有機農産物加工食品、有機畜産物加工食品又は有機農畜産物加工食品の一般的な名称と同一となるものにあつては、食品表示基準の別記様式1の枠外に、有機農産物加工食品、有機畜産物加工食品又は有機農畜産物加工食品でないことが分かるように記載しなければならない。

注記1 指定農林物資以外の農林物資については、法第63条第2項の規定に従って、当該指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならないとされている。

6.1.3 転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあつては、6.1.1の例のいずれかによって記載する名称の前又は後に“転換期間中”と記載しなければならない。

6.1.4 6.1.3にかかわらず、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、JIS Z 8305に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で、“転換期間中”と記載する場合は、6.1.3の記載を省略してよい。

6.2 原材料名の表示

6.2.1 使用した原材料のうち、有機農産物、有機畜産物、有機藻類又は有機加工食品にあつては、その一般的な名称の前又は後に“有機”等の文字を記載しなければならない。

6.2.2 6.2.1にかかわらず、使用した原材料のうち、有機農産物、有機畜産物、有機藻類又は有機加工食品にあつては、“有機”等の文字に代えて有機を示す記号を記載してよい。この場合は、有機を示す記号に関する説明を食品表示基準の別記様式1の枠外に記載しなければならない。

注記1 記号には、“*”や“#”などが考えられる。

6.2.3 使用した原材料のうち、転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものにあつては、6.2.1又は6.2.2によって記載する原材料名の前又は後に“転換期間中”の文字を記載しなければならない。

6.2.4 6.2.3にかかわらず，使用した原材料のうち，転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものにあっては，“転換期間中”の文字に代えて，転換期間中を示す記号を記載してよい。この場合は，転換期間中を示す記号に関する説明を食品表示基準の別記様式1の枠外に記載しなければならない。

注記1 記号には，“*”や“#”などが考えられる。

6.2.5 6.2.3及び**6.2.4**にかかわらず，商品名の表示されている箇所に近接した箇所に，背景の色と対照的な色で，**JIS Z 8305**に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で，“転換期間中”と記載する場合は，**6.2.3**及び**6.2.4**の記載を省略してよい。

附属書 A
(規定)
添加物（有機酒類以外の有機加工食品）

箇条 5 に規定されている添加物（有機酒類以外の有機加工食品に係るもの）を表 A.1 に示す。

表 A.1—添加物

INS 番号 ^{a)}	添加物 ^{b)}	基準
330	クエン酸	pH 調整剤として使用するもの又は野菜の加工品若しくは果実の加工品に使用する場合に限ること。
331iii	クエン酸ナトリウム	ソーセージ、卵白の低温殺菌又は乳製品に使用する場合に限ること。
296	DL-リンゴ酸	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
270	乳酸	農産物の加工品に使用する場合、ソーセージのケーシングに使用する場合、凝固剤として乳製品に使用する場合又は pH 調整剤としてチーズの塩漬に使用する場合に限ること。
300	L-アスコルビン酸	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
301	L-アスコルビン酸ナトリウム	食肉の加工品に使用する場合に限ること。
181	タンニン（抽出物）	ろ過助剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。
513	硫酸	pH 調整剤として砂糖類の製造における抽出水の pH 調整に使用する場合又は pH 調整剤として藻類の加工品に使用する場合に限ること。
500i	炭酸ナトリウム	菓子類、砂糖類、豆類の調製品、麺・パン類又は中和剤として乳製品に使用する場合に限ること。
500ii	炭酸水素ナトリウム	菓子類、砂糖類、豆類の調製品、麺・パン類、飲料、野菜の加工品、果実の加工品又は中和剤として乳製品に使用する場合に限ること。
501i	炭酸カリウム	果実の加工品の乾燥に使用する場合又は穀類の加工品、砂糖類、豆類の調製品、麺・パン類若しくは菓子類に使用する場合に限ること。
170i	炭酸カルシウム	畜産物の加工品に使用する場合は、乳製品に使用するもの（着色料としての使用は除く。）又は凝固剤としてチーズ製造に使用するものに限ること。
503i	炭酸アンモニウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
503ii	炭酸水素アンモニウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
504i	炭酸マグネシウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
508	塩化カリウム	野菜の加工品、果実の加工品、食肉の加工品、調味料又はスープに使用する場合に限ること。
509	塩化カルシウム	農産物の加工品の凝固剤及びチーズ製造の凝固剤として使用する場合又は食用油脂、野菜の加工品、果実の加工品、豆類の調製品、乳製品若しくは食肉の加工品に使用する場合に限ること。
511	塩化マグネシウム	農産物の加工品の凝固剤として使用する場合又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。
—	粗製海水塩化マグネシウム	農産物の加工品の凝固剤として使用する場合又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。
524	水酸化ナトリウム	pH 調整剤として砂糖類の加工若しくは藻類の加工品に使用する場合、食用油脂の製造に使用する場合又は穀類の加工品に使用する場合に限ること。
525	水酸化カリウム	pH 調整剤として砂糖類の加工に使用する場合に限ること。
526	水酸化カルシウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。

表 A.1—添加物（続き）

INS 番号 ^{a)}	添加物 ^{b)}	基準
334	L-酒石酸	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
335ii	L-酒石酸ナトリウム	菓子類に使用する場合に限ること。
336i	L-酒石酸水素カリウム	穀類の加工品又は菓子類に使用する場合に限ること。
341i	リン酸二水素カルシウム	膨張剤として粉類に使用する場合に限ること。
516	硫酸カルシウム	凝固剤として使用する場合又は菓子類、豆類の調製品若しくはパン酵母に使用する場合に限ること。
400	アルギン酸	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
401	アルギン酸ナトリウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
407	カラギナン	畜産物の加工品に使用場合は、乳製品に使用するものに限ること。
410	カロブビーンガム	畜産物の加工品に使用場合は、乳製品又は食肉の加工品に使用するものに限ること。
412	グァーガム	畜産物の加工品に使用場合は、乳製品、缶詰肉又は卵製品に使用するものに限ること。
413	トラガントガム	—
414	アラビアガム	乳製品、食用油脂又は菓子類に使用する場合に限ること。
415	キサンタンガム	畜産物の加工品に使用場合は、乳製品又は菓子類に使用するものに限ること。
416	カラヤガム	畜産物の加工品に使用場合は、乳製品又は菓子類に使用するものに限ること。
440	ペクチン	畜産物の加工品に使用場合は、乳製品に使用するものに限ること。
307b	ミックストコフェロール	畜産物の加工品に使用場合は、食肉の加工品に使用するものに限ること。
322	レシチン（植物レシチン、卵黄レシチン、分別レシチン、ヒマワリレシチン）	漂白処理をせずに得られたものに限ること。また、畜産物の加工品に使用場合は、乳製品、乳由来の幼児食品、油脂製品又はドレッシングに使用するものに限ること。
553iii	タルク	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
558	ベントナイト	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
559	カオリン	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
—	ケイソウ土	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
—	パーライト	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
551	二酸化ケイ素	ゲル又はコロイド溶液として、農産物の加工品に使用する場合に限ること。
—	活性炭	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
901	ミツロウ	分離剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。
903	カルナウバロウ	分離剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。
—	木灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものから化学的な方法によらずに製造されたものに限ること。また、沖縄そば、米の加工品、和生菓子、ピータン若しくはこんにやくに使用する場合又は山菜類のあく抜きに使用する場合に限ること。
—	香料	化学的に合成されたものでないこと。
941	窒素	—

表 A.1—添加物（続き）

INS 番号 ^{a)}	添加物 ^{b)}	基準
—	酸素	—
290	二酸化炭素	—
—	酵素	—
—	一般飲食物添加物	カゼイン及びゼラチンについては、農産物の加工品に使用する場合に限ること。また、エタノールについては、畜産物の加工品に使用する場合にあっては、食肉の加工品に使用するものに限ること。
—	次亜塩素酸ナトリウム	農産物の加工品に使用する場合〔食塩水（99 %以上の塩化ナトリウムを含有する食塩を使用したものに限る。）を電気分解したものに限る。〕又は食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。
—	次亜塩素酸水	農産物の加工品に使用する場合又は食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒若しくは卵の洗浄に使用する場合に限ること。
297	フマル酸	食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。
365	フマル酸一ナトリウム	食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。
—	オゾン	農産物の加工品に使用する場合又は食肉の消毒若しくは卵の洗浄に使用する場合に限ること。
460ii	粉末セルロース	ろ過助剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。
注 ^{a)} 食品添加物の国際番号付与システムによって付与された添加物の番号		
注 ^{b)} 組換え DNA 技術を用いて製造されていないものに限る。		

附属書 B
(規定)
添加物（有機酒類）

箇条 5 に規定されている添加物（有機酒類に係るもの）を表 B.1 に示す。

表 B.1— 添加物

INS 番号 ^{a)}	添加物 ^{b)}	基準
330	クエン酸	—
296	DL-リンゴ酸	—
270	乳酸	—
300	L-アスコルビン酸	—
301	L-アスコルビン酸ナ トリウム	—
181	タンニン（抽出物）	—
500i	炭酸ナトリウム	—
500ii	炭酸水素ナトリウム	—
501i	炭酸カリウム	—
170i	炭酸カルシウム	—
503i	炭酸アンモニウム	—
504i	炭酸マグネシウム	—
508	塩化カリウム	—
509	塩化カルシウム	—
511	塩化マグネシウム	—
334	L-酒石酸	—
336i	L-酒石酸水素カリウ ム	—
341i	リン酸二水素カルシ ウム	—
516	硫酸カルシウム	—
401	アルギン酸ナトリウ ム	—
407	カラギナン	—
412	グァーガム	—
414	アラビアガム	—
558	ベントナイト	—
—	ケイソウ土	—
—	パーライト	—
551	二酸化ケイ素	—
—	活性炭	—
—	木灰	—
—	香料	化学的に合成されたものでないこと。
941	窒素	—
—	酸素	—
290	二酸化炭素	—

表 B.1—添加物（続き）

INS 番号 ^{a)}	添加物 ^{b)}	基準
—	酵素	—
—	一般飲食物添加物	—
—	アルゴン	—
—	酵母細胞壁	—
220	二酸化硫黄	—
224	ピロ亜硫酸カリウム （亜硫酸水素カリウ ム液を含む。）	—
注 ^{a)} 食品添加物の国際番号付与システムによって付与された添加物の番号		
注 ^{b)} 組換え DNA 技術を用いて製造されていないものに限る。		

附属書 C (規定) 薬剤

箇条 5 に規定されている薬剤を表 C.1 に示す。

表 C.1—薬剤

薬剤 ^{a)}	基準
除虫菊抽出物	共力剤としてピペロニルブトキシサイドを含まないものに限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ケイソウ土	—
ケイ酸ナトリウム	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
重曹	—
二酸化炭素	—
カリウム石けん (鹼) [軟石けん (鹼)]	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
エタノール	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ホウ酸	容器に入れて使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
フェロモン	昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
カブサイシン	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ゼラニウム抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
シトロネラ抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
注 ^{a)} 薬剤の使用に当たっては、薬剤の容器等に表示された使用方法を遵守しなければならない。	

制定等の履歴

制 定 令和4年9月1日財務省・農林水産省告示第 18 号
改 正 令和4年10月12日財務省・農林水産省告示第 35 号
最終改正 令和6年7月1日財務省・農林水産省告示第 18 号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和6年7月1日財務省・農林水産省告示第18号
令和6年7月31日から施行する。

有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者等の認証の技術的基準

1 適用範囲

この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関（以下“認証機関等”という。）が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下“法”という。）第10条第2項及び第30条第2項の規定に基づき行う有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。以下同じ。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者（以下“生産行程管理者等”という。）の認証の技術的基準を規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この基準に引用されることによって、その一部又は全部がこの基準の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

JAS 1605 有機農産物

JAS 1607 有機飼料

3 用語及び定義

この基準で用いる主な用語及び定義は、**JAS 1605** 及び **JAS 1607** による。

4 生産及び保管に係る施設

4.1 生産に係る施設

4.1.1 ほ場、栽培場又は採取場が、**JAS 1605** の **5.1**、**5.2** 又は **5.3** に適合していなければならない。ただし、多年生の牧草を生産する場合にあっては、**JAS 1605** の **5.1.2 a)** の“多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前3年以上”とあるのは、“多年生の牧草にあってはその最初の収穫前2年以上”と読み替える。

4.1.2 育苗を行う場所が、**JAS 1605** の **5.1** 又は **5.12** に適合していなければならない。

4.2 保管に係る施設

JAS 1605 の **5.13** に従い管理を行うのに支障のない広さ、明るさ及び構造であり、適切に清掃されていなければならない。

5 生産行程の管理又は把握の実施方法

5.1 **6.2** に規定する生産行程管理責任者に、次の職務を行わせなければならない。

a) 生産行程の管理〔外注管理（生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせることをいう。以下同じ。）を含む〕

む。以下同じ。] 又は把握に関する計画の立案及び推進

- b) 生産行程の管理において外注管理を行う場合にあっては、外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進
- c) 生産行程に生じた異常等に関する処置又は指導

5.2 次の事項〔採取場において有機農産物又は有機飼料を採取する場合にあっては、**a)～c)**を除く。〕について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していなければならない。

- a) 種子、苗等又は種菌の入手に関する事項
- b) スプラウト類を栽培施設で生産する場合にあっては、種子の殺菌に関する事項
- c) 肥培管理、栽培管理、有害動植物の防除、一般管理及び育苗管理に関する事項
- d) 生産に使用する機械及び器具に関する事項
- e) 収穫、受入れ、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫及び受入れ以後の工程に係る管理に関する事項
- f) 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項
- g) 苦情処理に関する事項
- h) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認証機関等への通知に関する事項
- i) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認証機関等による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

5.3 内部規程に従い生産行程の管理及び把握に関する業務を適切に行わなければならない。

5.4 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていなければならない。

6 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数

6.1 生産行程管理担当者

生産行程の管理又は把握を担当する者（以下“生産行程管理担当者”という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上（当該生産行程管理者等が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合にあっては、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていなければならない。

- a) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学で農業生産に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者であって、農業生産又は農業生産に関する指導、調査若しくは試験研究に1年以上従事した経験を有するもの
- b) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、農業生産又は農業生産に関する指導、調査若しくは試験研究に2年以上従事した経験を有するもの
- c) 農業生産又は農業生産に関する指導、調査若しくは試験研究に3年以上従事した経験を有する者

6.2 生産行程管理責任者

次による。

- a) 生産行程管理担当者が1人置かれている場合にあっては、その者が生産行程管理責任者として、認証機関等の指定する講習会（以下“講習会”という。）において有機農産物又は有機飼料の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了していなければならない。
- b) 生産行程管理担当者が複数置かれている場合にあっては、生産行程管理担当者の中から、講習会において有機農産物又は有機飼料の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了した者が、生産行程管理責任者として1人選任されていなければならない。

7 格付の実施方法

7.1 次の事項について、格付に関する規程（以下“格付規程”という。）を具体的かつ体系的に整備していなければならない。

- a) 生産行程についての検査に関する事項
- b) 格付の表示に関する事項
- c) 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項
- d) 出荷後に **JAS 1605** 又は **JAS 1607** に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項
- e) 格付に係る記録の作成及び保存に関する事項
- f) 格付の実施状況についての認証機関等による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

7.2 格付規程に従い格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実と認められなければならない。

7.3 名称の表示が、有機農産物にあつては **JAS 1605** の**箇条 6**に定める方法で、有機飼料にあつては **JAS 1607** の**箇条 6**に定める方法で適切に行われることが確実と認められなければならない。

8 格付を担当する者の資格及び人数

8.1 格付担当者

格付を担当する者（以下“格付担当者”という。）として、**6.1 a)～c)**のいずれかに該当する者であつて、講習会において有機農産物又は有機飼料の格付に関する課程を修了したものが 1 人以上（当該生産行程管理者等が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合にあつては、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上）置かれていなければならない。

8.2 格付責任者

格付担当者が複数置かれている場合にあつては、格付担当者の中から、格付責任者として 1 人選任されていなければならない。

9 認証生産行程管理者等の生産に係る施設

ほ場、栽培場、採取場又は育苗を行う場所若しくはほ場に使用する種子若しくは苗等が栽培された場所に、法第 10 条第 2 項又は第 30 条第 2 項の規定による認証を受けた生産行程管理者又は外国生産行程管理者の責に帰さない事由によって使用禁止資材が混入した場合において、当該使用禁止資材の量が微量であると認められるとき又は植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）に基づく防除として使用禁止資材が使用されたときにあつては、**4.1.1** 又は **4.1.2** の適用に当たっては、当該使用禁止資材を使用していないものとみなす。

制定等の履歴

制	定	平成 17 年 11 月 25 日農林水産省告示第 1830 号
改	正	平成 18 年 2 月 22 日農林水産省告示第 186 号
改	正	平成 24 年 4 月 27 日農林水産省告示第 1178 号
改	正	平成 27 年 12 月 3 日農林水産省告示第 2598 号
改	正	平成 28 年 6 月 1 日農林水産省告示第 1256 号
改	正	平成 30 年 3 月 29 日農林水産省告示第 687 号
最終改正		令和 6 年 7 月 1 日農林水産省告示第 1284 号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和 6 年 7 月 1 日農林水産省告示第 1284 号
令和 6 年 7 月 31 日から施行する。

有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）及び有機加工食品についての生産行程管理者等の認証の技術的基準

1 適用範囲

この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関（以下“認証機関等”という。）が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第2項及び第30条第2項の規定に基づき行う有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。以下同じ。）及び有機加工食品についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者（以下“生産行程管理者等”という。）の認証の技術的基準を規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この基準に引用されることによって、その一部又は全部がこの基準の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

JAS 1606 有機加工食品

JAS 1607 有機飼料

3 用語及び定義

この基準で用いる主な用語及び定義は、**JAS 1606** 及び **JAS 1607** による。

4 生産及び保管に係る施設

製造、加工、包装、保管その他の工程に係る施設が、有機飼料にあつては **JAS 1607** の **5.3**、有機加工食品にあつては **JAS 1606** の **5.3** に従い管理を行うのに支障のない広さ、明るさ及び構造であり、適切に清掃されていなければならない。

5 生産行程の管理又は把握の実施方法

5.1 **6.2** に規定する生産行程管理責任者に、次の職務を行わせなければならない。

- a) 生産行程の管理〔外注管理（生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせることをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。〕又は把握に関する計画の立案及び推進
- b) 生産行程の管理において外注管理を行う場合にあつては、外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進
- c) 生産行程に生じた異常等に関する処置又は指導

5.2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していなければならない。

- a) 原材料及び添加物の受入れ及び保管並びに格付の表示の確認に関する事項
- b) 同等国格付飼料に添付されている証明書又はその写しの確認に関する事項〔有機飼料（同等国格付飼料を原材料として使用するものに限る。）を生産する場合に限る。〕

- c) 原材料及び添加物の配合割合に関する事項
- d) 製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理に関する事項
- e) 製造、加工、包装、保管その他の工程に使用する機械及び器具に関する事項
- f) 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項
- g) 苦情処理に関する事項
- h) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認証機関等への通知に関する事項
- i) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認証機関等による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

5.3 内部規程に従い生産行程の管理及び把握に関する業務を適切に行わなければならない。

5.4 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていなければならない。

6 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数

6.1 生産行程管理担当者

生産行程の管理又は把握を担当する者（以下“生産行程管理担当者”という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上（当該生産行程管理者等が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていなければならない。

- a) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学で飼料若しくは飲食料品の製造若しくは加工に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、飼料若しくは飲食料品の製造若しくは加工又は飼料若しくは飲食料品の製造若しくは加工に関する指導、調査若しくは試験研究に1年以上従事した経験を有するもの
- b) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、飼料若しくは飲食料品の製造若しくは加工又は飼料若しくは飲食料品の製造若しくは加工に関する指導、調査若しくは試験研究に2年以上従事した経験を有するもの
- c) 飼料若しくは飲食料品の製造若しくは加工又は飼料若しくは飲食料品の製造若しくは加工に関する指導、調査若しくは試験研究に3年以上従事した経験を有する者

6.2 生産行程管理責任者

次による。

- a) 生産行程管理担当者が1人置かれている場合にあつては、その者が生産行程管理責任者として、認証機関等の指定する講習会（以下“講習会”という。）において有機飼料又は有機加工食品の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了していなければならない。
- b) 生産行程管理担当者が複数置かれている場合にあつては、生産行程管理担当者の中から、講習会において有機飼料又は有機加工食品の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了したものが、生産行程管理責任者として、1人選任されていなければならない。

7 格付の実施方法

7.1 次の事項について、格付に関する規程（以下“格付規程”という。）を具体的かつ体系的に整備していなければならない。

- a) 生産行程についての検査に関する事項
- b) 格付の表示に関する事項

- c) 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項
- d) 出荷後に **JAS 1607** 又は **JAS 1606** に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項
- e) 格付に係る記録の作成及び保存に関する事項
- f) 格付の実施状況についての認証機関等による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

7.2 格付規程に従い格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実と認められなければならない。

7.3 有機飼料にあっては名称の表示が **JAS 1607** の**箇条 6** に定める方法で、有機加工食品にあっては名称及び原材料名の表示が **JAS 1606** の**箇条 6** に定める方法で適切に行われることが確実と認められなければならない。

8 格付を担当する者の資格及び人数

8.1 格付担当者

格付を担当する者（以下“格付担当者”という。）として、**6.1a)～c)**のいずれかに該当する者であって、講習会において有機飼料又は有機加工食品の格付に関する課程を修了したものが 1 人以上（当該生産行程管理者等が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上）置かれていなければならない。

8.2 格付責任者

格付担当者が複数置かれている場合にあっては、格付担当者の中から、格付責任者として 1 人選任されていなければならない。

制定等の履歴

制 定 令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第 25 号

最終改正 令和6年7月1日財務省・農林水産省告示第 19 号

制定文、改正文、附則等（抄）

○ 令和6年7月1日財務省・農林水産省告示第 19 号

令和6年7月31日から施行する。

有機農産物，有機飼料，有機畜産物及び有機加工食品について の小分け業者等の認証の技術的基準

1 適用範囲

この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関（以下“認証機関等”という。）が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第11条第1項及び第31条第1項の規定に基づき行う有機農産物，有機飼料，有機畜産物及び有機加工食品についての小分け業者及び外国小分け業者の認証の技術的基準を規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この基準に引用されることによって、その一部又は全部がこの基準の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

- JAS 1605** 有機農産物
- JAS 1606** 有機加工食品
- JAS 1607** 有機飼料
- JAS 1608** 有機畜産物

3 用語及び定義

この基準で用いる主な用語及び定義は、**JAS 1605**，**JAS 1606**，**JAS 1607** 及び **JAS 1608** による。

4 小分けし，及び格付の表示を付するための施設

4.1 小分けのための施設

小分けのための施設が、有機農産物にあつては**JAS 1605** の **5.13**，有機飼料にあつては**JAS 1607** の **5.3**，有機畜産物にあつては**JAS 1608** の **5.7**，有機加工食品にあつては**JAS 1606** の **5.3** に従い小分けを行うのに支障のない広さ，明るさ及び構造であり，適切に清掃されていなければならない。

4.2 格付の表示のための施設

格付の表示の管理のための施設でなければならない。

5 小分けの実施方法

5.1 **6.2** に規定する小分け責任者に、次の職務を行わせなければならない。

- a) 小分けに関する計画の立案及び推進
- b) 工程に生じた異常等に関する処置又は指導

5.2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していなければならない。

- a) 有機農産物，有機飼料，有機畜産物及び有機加工食品（以下“有機食品等”という。）の受入れ及び保管に関する

事項

- b) 小分け前の有機食品等の格付の表示の確認に関する事項
- c) 小分けの方法に関する事項
- d) 小分けに使用する機械及び器具に関する事項
- e) 小分けの管理記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項
- f) 苦情処理に関する事項
- g) 小分けの実施状況についての認証機関等による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

5.3 内部規程に従い小分けに関する業務を適切に行わなければならない。

5.4 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていなければならない。

6 小分けを担当する者の資格及び人数

6.1 小分け担当者

小分けを担当する者（以下“小分け担当者”という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていなければならない。

- a) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、食品の流通の実務に2年以上従事した経験を有するもの
- b) 食品の流通の実務に3年以上従事した経験を有する者

6.2 小分け責任者

次による。

- a) 小分け担当者が1人置かれている場合にあつては、その者が小分け責任者として、認証機関等の指定する講習会（以下“講習会”という。）において小分けに関する課程を修了していなければならない。
- b) 小分け担当者が複数置かれている場合にあつては、小分け担当者の中から、講習会において小分けに関する課程を修了した者が、小分け責任者として、1人選任されていなければならない。

7 格付の表示を付する組織及び実施方法

7.1 格付の表示を付する組織

格付の表示を付する部門が、営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有しなければならない。

7.2 格付の表示の実施方法

7.2.1 次の事項について、格付の表示に関する規程（以下“格付表示規程”という。）を具体的かつ体系的に整備していなければならない。

- a) 格付の表示に関する事項
- b) 格付の表示後の荷口の出荷又は処分に関する事項
- c) 出荷後に JAS 1605, JAS 1607, JAS 1608 又は JAS 1606 に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項
- d) 格付の表示に係る記録の作成及び保存に関する事項
- e) 格付の実施状況についての認証機関等による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

7.2.2 格付表示規程に従い格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実と認められなければならない。

7.2.3 有機農産物にあつては名称の表示が **JAS 1605** の**箇条 6** に定める方法で、有機飼料にあつては名称の表示が **JAS 1607** の**箇条 6** に定める方法で、有機畜産物にあつては名称の表示が **JAS 1608** の**箇条 6** に定める方法で、有機加工食品にあつては名称及び原材料名の表示が **JAS 1606** の**箇条 6** に定める方法で適切に行われることが確実と認められなければならない。

8 格付の表示を担当する者の資格及び人数

格付の表示を担当する者（格付表示担当者）として、講習会において格付の表示に関する課程を修了した者が 1 人以上置かれていなければならない。

制定等の履歴

制 定 令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第 26号

最終改正 令和6年7月1日財務省・農林水産省告示第 20号

制定文、改正文、附則等（抄）

○ 令和6年7月1日財務省・農林水産省告示第 20号

令和6年7月31日から施行する。

有機農産物，有機畜産物及び有機加工食品についての外国格付の表示を付する取扱業者等の認証の技術的基準

1 適用範囲

この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関（以下“認証機関等”という。）が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第12条の2第1項の規定に基づき行う有機農産物，有機畜産物及び有機加工食品についての外国格付の表示を付する取扱業者等の認証の技術的基準を規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格等は、この基準に引用されることによって、その一部又は全部がこの基準の要求事項を構成している。これらの引用規格等は、その最新版を適用する。

JAS 1605 有機農産物

JAS 1606 有機加工食品

JAS 1608 有機畜産物

有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者等の認証の技術的基準（平成17年11月25日農林水産省告示第1830号）

有機畜産物についての生産行程管理者等の認証の技術的基準（平成17年11月25日農林水産省告示第1832号）

有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）及び有機加工食品についての生産行程管理者等の認証の技術的基準（令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第25号）

有機農産物，有機飼料，有機畜産物及び有機加工食品についての小分け業者等の認証の技術的基準（令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第26号）

有機農産物，有機畜産物及び有機加工食品についての輸入業者の認証の技術的基準（令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第27号）

3 用語及び定義

この基準で用いる主な用語及び定義は、**JAS 1605**，**JAS 1606** 及び **JAS 1608** による。

4 外国格付の表示を付そうとする農林物資（以下“輸出品”という。）の受入れ及び保管のための施設

有機農産物にあつては**JAS 1605** の5.13，有機畜産物にあつては**JAS 1608** の5.7，有機加工食品にあつては**JAS 1606** の5.3に従い輸出品の受入れ，保管及び包装を行うのに支障のない広さ，明るさ及び構造であり，適切に清掃されていなければならない。

5 輸出品の受入れ及び保管の実施方法

5.1 6.2に規定する受入保管責任者に、次の職務を行わせなければならない。

- a) 輸出品の受入れ，保管及び包装に関する計画の立案及び推進
- b) 工程に生じた異常等に関する処置又は指導

5.2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していなければならない。

- a) 有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品（以下“有機食品等”という。）の受入れ、保管及び包装に関する事項
- b) 外国格付の表示を付する前の有機食品等の格付の表示の確認に関する事項
- c) 輸出品の受入れ、保管及び包装に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項
- d) 苦情処理に関する事項
- e) 輸出品の受入れ、保管及び包装の実施状況についての認証機関等による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項
- f) 包装に使用する機械及び器具に関する事項

5.3 内部規程に従い輸出品の受入れ、保管及び包装に関する業務を適切に行わなければならない。

5.4 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていなければならない。

6 輸出品の受入れ及び保管を担当する者の資格及び人数

6.1 受入保管担当者

輸出品の受入れ、保管及び包装を担当する者（以下“受入保管担当者”という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていなければならない。

- a) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、食品の流通の実務に2年以上従事した経験を有するもの
- b) 食品の流通の実務に3年以上従事した経験を有する者

6.2 受入保管責任者

次による。

- a) 受入保管担当者が1人置かれている場合にあつては、その者が受入保管責任者として、認証機関等の指定する講習会（以下“講習会”という。）において輸出品の受入れ、保管及び包装に関する課程を修了していなければならない。
- b) 受入保管担当者が複数置かれている場合にあつては、受入保管担当者の中から、講習会において輸出品の受入れ、保管及び包装に関する課程を修了した者が、受入保管責任者として、1人選任されていなければならない。

7 外国格付の表示を付する組織及び実施方法

7.1 外国格付の表示を付する組織

外国格付の表示を付する部門が、営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有しなければならない。

7.2 外国格付の表示の実施方法

7.2.1 次の事項について、外国格付の表示に関する規程（以下“外国格付表示規程”という。）を具体的かつ体系的に整備していなければならない。

- a) 外国格付の表示に関する事項
- b) 外国格付の表示後の荷口の出荷又は処分に関する事項
- c) 出荷後に JAS 1605、JAS 1608 又は JAS 1606 に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項

- d) 外国格付の表示に係る記録の作成及び保存に関する事項
- e) 外国格付の表示の実施状況についての認証機関等による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

7.2.2 外国格付表示規程に従い外国格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実に認められなければならない。

8 外国格付の表示を担当する者の資格及び人数

外国格付の表示を担当する者として、講習会において外国格付の表示に関する課程を修了した者が 1 人以上置かれていなければならない。

9 現に有機農産物等についての生産行程管理者等の認証を受けている場合の取扱い

外国格付の表示を付する取扱業者又は生産行程管理者（以下“取扱業者等”という。）の認証を受けようとする取扱業者等が現に有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品についての生産行程管理者、小分け業者又は輸入業者の認証（以下“有機農産物等の認証”という。）を受けている場合であって、当該取扱業者等が次の a)～e)のいずれかの有機農産物等の認証の技術的基準の規定に適合して農林物資の受入れ及び保管のための施設を整備し、農林物資の受入れ及び保管を行い、並びに農林物資の受入れ及び保管を担当する者を配置しているときは、当該施設は**箇条 4**に適合して整備された施設と、当該農林物資は**箇条 5**に適合して受入れ及び保管されている農林物資と、当該者は**箇条 6**に適合して配置された者と、それぞれみなす。

- a) 有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者等の認証の技術的基準の**箇条 4～箇条 6**
- b) 有機畜産物についての生産行程管理者等の認証の技術的基準の**箇条 4～箇条 6**
- c) 有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）及び有機加工食品についての生産行程管理者等の認証の技術的基準の**箇条 4～箇条 6**
- d) 有機農産物、有機飼料、有機畜産物及び有機加工食品についての小分け業者等の認証の技術的基準の**箇条 4～箇条 6**
- e) 有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品についての輸入業者の認証の技術的基準の**箇条 4～箇条 6**

10 同時に有機農産物等の認証を取得しようとする場合の取扱い

外国格付の表示を付する取扱業者等の認証を受けようとする取扱業者等が同時に有機農産物等の認証を受けようとする場合であって、**箇条 9**の a)～e)のいずれかの有機農産物等の認証の技術的基準の規定に適合して農林物資の受入れ及び保管のための施設を整備し、農林物資の受入れ及び保管を行い、並びに農林物資の受入れ及び保管を担当する者を配置しているときは、当該施設は**箇条 4**に適合して整備された施設と、当該農林物資は**箇条 5**に適合して受入れ及び保管されている農林物資と、当該者は**箇条 6**に適合して配置された者と、それぞれみなす。

制定等の履歴

制 定 令和4年9月21日財務省・農林水産省告示第22号

最終改正 令和6年7月1日財務省・農林水産省告示第 22号

制定文、改正文、附則等（抄）

○ 令和6年7月1日財務省・農林水産省告示第 22号

令和6年7月31日から施行する。

有機農産物，有機飼料，有機畜産物及び有機加工食品の生産行程についての検査方法

1 適用範囲

この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 2 項及び第 30 条第 2 項の規定による認証を受けた生産行程管理者及び外国生産行程管理者（以下“認証生産行程管理者等”という。）が行う有機農産物，有機飼料，有機畜産物及び有機加工食品の生産行程についての検査方法を規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

JAS 1605 有機農産物

JAS 1606 有機加工食品

JAS 1607 有機飼料

JAS 1608 有機畜産物

有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者等の認証の技術的基準（平成 17 年 11 月 25 日農林水産省告示第 1830 号）

3 用語及び定義

この検査方法で用いる主な用語及び定義は、**JAS 1605**，**JAS 1606**，**JAS 1607** 及び **JAS 1608** による。

4 生産行程についての検査

4.1 有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）の生産行程についての検査

有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）の生産行程についての検査は、認証生産行程管理者等が同一の生産の方法によると認められる荷口（以下“生産荷口”という。）ごとに、次の **a)～c)** の確認によって行う。ただし、**c)** の確認を行うに当たっては、ほ場、栽培場又は採取場に、認証生産行程管理者等の責に帰さない事由によって使用禁止資材が混入した場合において、当該使用禁止資材の量が微量であると認められるとき又は植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）に基づく防除として使用禁止資材が使用されたときは、当該使用禁止資材が混入した日から 1 年を経過した日以後に収穫された生産荷口については、当該使用禁止資材を使用していないものとみなす。また、有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者等の認証の技術的基準の **4.1.2** の育苗を行う場所又はほ場に使用する種子若しくは苗等が栽培された場所に、認証生産行程管理者等の責に帰さない事由によって使用禁止資材が混入した場合において、当該使用禁止資材の量が微量であると認められるとき又は植物防疫法に基づく防除として使用禁止資材が使用されたときは、当該育苗を行う場所又はほ場に使用する種子若しくは苗等が栽培された場所において生産された種子又は苗等については、当該使用禁止資材を使用していないものとみなす。

a) 次の事項について、当該生産荷口の生産行程の管理記録が作成され、かつ、適正に保管されていることの確認

1) ほ場、栽培場又は採取場の所在地

- 2) 生産する作物の種類
- 3) 栽培面積
- 4) 作業日及び作業内容
- 5) 使用した種子、苗等又は種菌の名称及び使用量若しくは購入量
- 6) 使用した農薬等資材の名称及び使用量
- 7) 使用した機械及び器具の名称及び管理方法
- 8) 収穫、受入れ、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理方法
- b) 当該生産行程の管理記録が当該生産荷口に係るものであることの確認
- c) 当該生産荷口に係る生産の方法が **JAS 1605** の**箇条 5** に適合するか否かについての当該生産行程の管理記録による確認

4.2 有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）及び有機加工食品の生産行程についての検査

有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）及び有機加工食品の生産行程についての検査は、認証生産行程管理者等が生産荷口ごとに、次の **a)～d)** の確認によって行う。

- a) 次の事項について、当該生産荷口の生産行程の管理記録が作成され、かつ、適正に保管されていることの確認
 - 1) 生産施設の配置
 - 2) 生産する飼料又は加工食品の種類、製造日、製造内容、原材料及びその使用割合
 - 3) 使用した食品添加物、飼料添加物、薬剤等の名称及び使用量
 - 4) 使用した機械及び器具の名称及び管理方法
 - 5) 製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理方法
- b) 有機飼料用農林産物を自ら生産する場合にあっては、当該有機飼料用農林産物の生産荷口に係る **4.1 a)** の生産行程の管理記録が作成され、かつ、適正に保管されていることの確認
- c) 当該生産行程の管理記録が当該生産荷口に係るものであることの確認
- d) 当該生産荷口に係る生産の方法が **JAS 1607** の**箇条 5** 又は **JAS 1606** の**箇条 5** に適合するか否かについての当該生産行程の管理記録による確認

4.3 有機畜産物の生産行程についての検査

有機畜産物の生産行程についての検査は、認証生産行程管理者等が生産荷口ごとに、次の **a)～c)** の確認によって行う。

- a) 次の事項について、当該生産荷口の生産行程の管理記録が作成され、かつ、適正に保管されていることの確認
 - 1) 飼育場の所在地及び面積
 - 2) 使用した農薬等資材の名称及び使用量
 - 3) 使用した機械及び器具の名称及び管理方法
 - 4) 家畜又は家さんの由来
 - 5) 個体又は群別の飼養履歴（有機飼養を開始した年月日、給与した飼料の内容及び量、野外の飼育場への出入り状況、去勢等の外科的処置の実施内容及び方法並びに使用した動物用医薬品の種類及び使用年月日）
 - 6) 排せつ物の管理方法
 - 7) 家畜又は家さんの輸送方法
 - 8) 搾乳又は採卵の方法
 - 9) と殺、解体、受入れ、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理方法
- b) 当該生産行程の管理記録が当該生産荷口に係るものであることの確認
- c) 当該生産荷口に係る生産の方法が **JAS 1608** の**箇条 5** に適合するか否かについての当該生産行程の管理記録による確認

制定等の履歴

制 定 令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第 28号

最終改正 令和6年7月1日財務省・農林水産省告示第 23号

制定文、改正文、附則等（抄）

○ 令和6年7月1日財務省・農林水産省告示第 23号

令和6年7月31日から施行する。

有機農産物，有機飼料，有機畜産物及び有機加工食品の 格付の表示の様式及び表示の方法

1 適用範囲

この格付の表示の様式及び表示の方法は，日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 2 項及び第 30 条第 2 項の規定による認証を受けた生産行程管理者及び外国生産行程管理者が行う有機農産物，有機飼料，有機畜産物及び有機加工食品の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。

2 有機農産物，有機畜産物及び有機加工食品の格付の表示の様式

有機農産物，有機畜産物及び有機加工食品の格付の表示の様式は図 1 とし，次の a)～e)による。

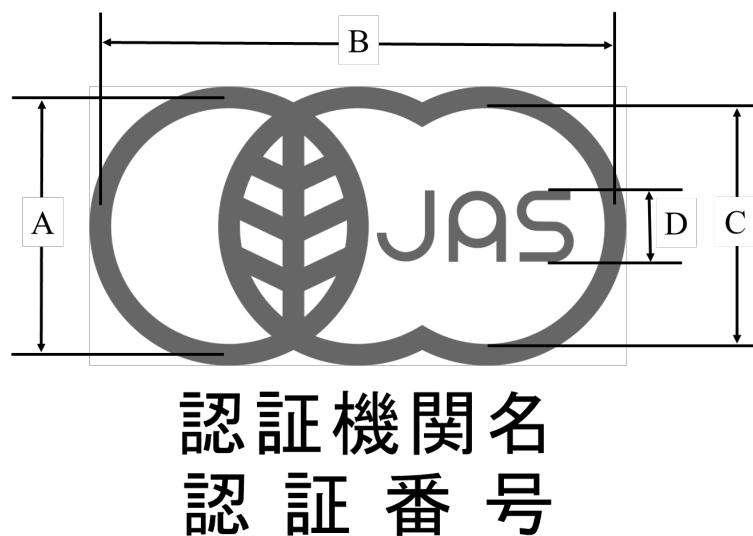


図 1—有機農産物，有機畜産物及び有機加工食品の格付の表示の様式

- a) A は 5 mm 以上としなければならない。
- b) B は A の 2 倍とし，D は C の 3/10 とししなければならない。
- c) 認証機関名の文字の高さは，D と同じとしなければならない。
- d) 認証機関名は，略称を記載してもよい。
- e) 認証番号は，関係法令の規定によって有機農産物，有機畜産物又は有機加工食品の包装，容器又は送り状に表示される事項によって，有機農産物，有機畜産物又は有機加工食品の生産行程管理者，小分け業者，外国生産行程管理者，外国小分け業者又は輸入業者を特定することができる場合には，記載しなくてもよい。

3 有機飼料の格付の表示の様式

有機飼料の格付の表示の様式は図 2 とし，次の a)～e)による。

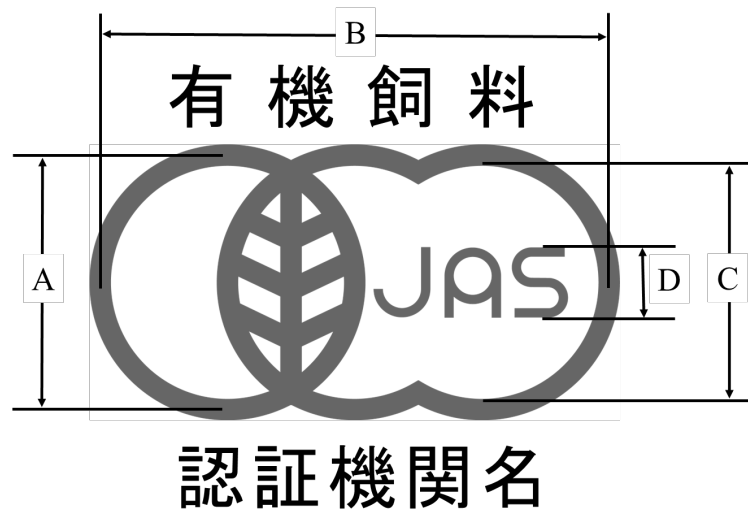


図2－有機飼料の格付の表示の様式

- a) A は5 mm 以上としなければならない。
- b) B はA の2 倍とし、D はC の3/10 とししなければならない。
- c) “有機飼料” の文字の高さは、D と同じとしなければならない。
- d) 認証機関名の文字の高さは、D と同じとしなければならない。
- e) 認証機関名は、略称を記載してもよい。

4 格付の表示の方法

表示の方法は、次による。

- a) 有機農産物、有機飼料、有機畜産物若しくは有機加工食品又はその容器若しくは包装の1 個ごとに見やすい箇所に、又は送り状に付さなければならない。
- b) 格付の表示の様式に近接して、格付に係る日本農林規格の内容を示す文字、絵その他の事項を表示してもよい。この場合において、一般消費者に対し、格付に係る日本農林規格の内容を誤認させるような事項を表示してはならない。

制定等の履歴

制 定 令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第 24号
改 正 令和6年7月1日財務省・農林水産省告示第 24号

制定文、改正文、附則等（抄）

○ 令和6年7月1日財務省・農林水産省告示第 24号

有機飼料の格付の表示の様式及び表示の方法（平成17年農林水産省告示第1615号）は、廃止する。
令和6年7月31日から施行する。

附則

この告示は令和6年7月31日から施行する。